

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぷ

第104号(2025年8月発行)

多久市生活自立支援センター(多久市社会福祉協議会)からのお知らせです。

当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぷ】を発行しています。

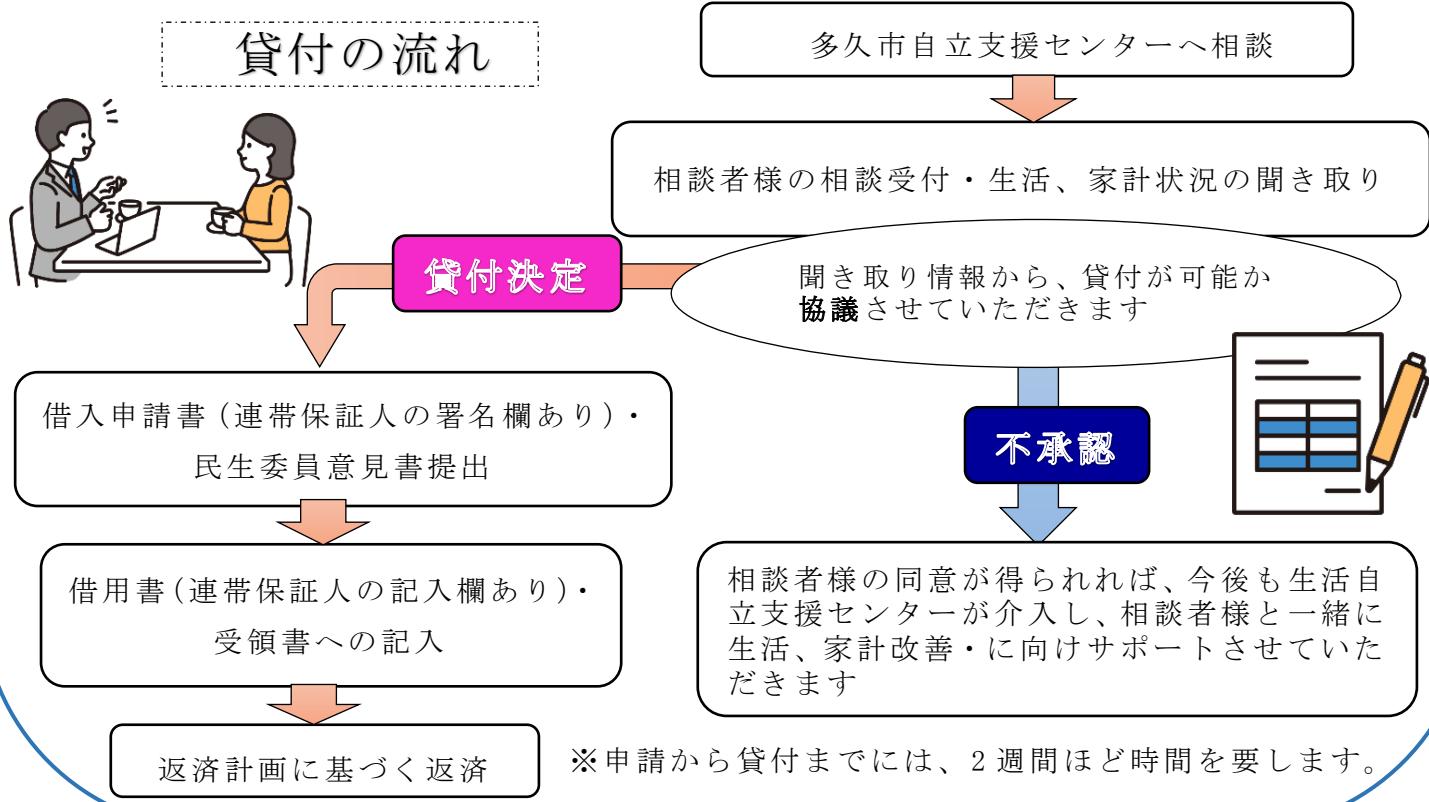
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

多久市社会福祉協議会「福祉資金貸付事業」について

一般的の金融機関、その他から資金の融資を受けることが困難な低所得者世帯、身体障害者世帯、母子(父子)世帯に対し、生活上一時的に緊急かつ少額の資金を必要とする場合に貸し付けを行います。(無利息:5万円限度)

申込みは、多久市内に居住する者。連帯保証人を必要とし、地区民生委員の意見書を提出しなければなりません。連帯保証人については、同居家族は不可となっています。

※ 審査により、貸し付けを行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸し付けを受けた場合、貸し付けた資金を即時に償還して頂きます。



多久市生活自立支援センター(多久市社会福祉協議会)

電話 0952-75-3593

(相談時間) 8:30~17:00 (閉館日) 土・日・祝・年末年始
(相談員) 北島・安藤・小野原・山田

時間外の相談については、事前にお問い合わせください